

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	宮崎市 固定資産税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宮崎市は、固定資産税事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

宮崎市長

公表日

令和5年3月1日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税に関する事務
②事務の概要	<p>【業務全体概要】 地方税法等の法律に従い固定資産税業務で以下の事務を行う。</p> <p>1. 課税台帳の整備事務 (1) 土地課税台帳の整備 土地の状況は売買や地目の変更などにより日々変動するため、以下の事務を行うことで異動内容を正しく把握し、翌年度の課税に向けて土地課税台帳を整備する。 ・異動の把握・・・登記所(法務局)の通知書類(登記済通知書、登記申請書)を受取り、分合筆や所有者等の異動を把握する。 ・実地調査・・・土地の現況や利用目的を調査する。</p> <p>(2) 家屋課税台帳の整備 家屋の状況は売買や住宅の新築・取り壊しなどにより日々変動するため、以下の事務を行うことで異動内容を正しく把握し、翌年度の課税に向けて家屋課税台帳を整備する。 ・異動の把握・・・登記所(法務局)の通知書類(登記済通知書、登記申請書)を受取り、新築、増築、滅失および所有者等の家屋の異動を把握する。 ・実地調査・・・家屋の現況と利用目的を調査する。</p> <p>(3) 償却資産課税台帳の整備 ・償却資産申告書の発送(紙、eLTAX)・・・前年度の償却資産課税台帳に登録されている者と新たに償却資産を所有したものから、閉鎖事業所や死亡者を除いた者に対して申告依頼の書類を送付する。 ・償却資産申告書の受付(紙、eLTAX)・・・上記送付した申告書が1月末までに返却され、返却された申告書の内容を確認する。 ・実地調査・・・実地調査を行い、価格等に変更がある場合は、償却資産課税台帳等を修正する。</p> <p>(4) 納税義務者の変更 固定資産の所有者が死亡している場合は、現実に所有している者を納税義務者とすることになっているため、死亡している納税義務者を把握し、相続人の調査を行う。</p> <p>2. 価格の決定事務 地方税法により、3月31日までに固定資産の価格を決定することと定められている。そのため3月中旬頃から固定資産(土地、家屋、償却資産)の評価額を計算する。</p> <p>3. 縦覧帳簿・名寄帳の作成・公開事務 固定資産の価格を決定した後、縦覧帳簿と名寄帳を作成し、納税者へ公開する。</p> <p>4. 当初賦課事務 (1) 税額の計算 固定資産の価格を決定した後、固定資産税と都市計画税の税額を計算する。 (2) 納税通知書の作成・発送 固定資産税、都市計画税の税額がある納税義務者に対して納税通知書を作成し、発送する。</p> <p>5. 賦課更正事務 当初賦課後に固定資産の内容に誤りがあった場合、賦課の決定内容を変更して納税義務者に通知する。</p> <p>6. 評価替事務 原則として3年に1度の基準年度に、固定資産評価基準の改正や基準となる価格の評定により、土地と家屋の価格を見直す。</p> <p>7. 統計事務 固定資産の現況調査、税制改正等の目的で、統計資料、調査資料を都道府県や国に対して提出する。交付税基礎数値検収調書、概要調書、償却資産の価格等に関する調書など。</p>

	<p>8. 証明書発行事務 評価証明書、公課証明書、資産証明書などを発行する。</p> <p>【特定個人情報を使用して実施する事務の具体的な内容】 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に従い、固定資産税業務では特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>I. 個人番号の取得 ①住民記録システムから住民の個人番号を取得する。(既存の住記連携にて取得) ②宛名システムのオンラインより、住登外者の個人番号を入力する。 ③償却資産申告書に記載された個人番号より、未登録の個人番号を取得する。</p> <p>II. 個人番号の利用 本人確認(真正性確認) 固定資産税事務全般において本人確認の際、税務システムに登録されているデータから本人を特定する手段として個人番号を利用する。(例:オンラインにて個人番号をキーに検索を行う)</p>
③システムの名称	宛名システム、固定資産税システム、土地・家屋評価システム、団体内統合宛名システム、eLTAX、概要調書作成システム
2. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)第9条(利用の範囲)別表第一第16項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。)</p> <p>[情報提供の根拠] なし(情報提供ネットワークによる情報提供は行わない)</p> <p>[情報照会の根拠] ・別表第二(27の項) ・別表第二主務省令(第20条)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	宮崎市税務部資産税課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	宮崎市市民情報センター(市役所本庁舎3階) 〒880-8505 宮崎県宮崎市橋通西1丁目1番1号
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	宮崎市税務部資産税課(市役所第三庁舎2階) 〒880-8505 宮崎市橋通西1丁目1番1号 電話番号 0985-21-1743

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	
平成28年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	—	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二【別表第二における情報提供の根拠】なし 【別表第二における情報照会の根拠】27項	事前	
平成28年5月1日	II しいい値判断項目 1. 対象人数	平成27年7月1日 時点	平成28年5月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
平成28年4月1日	II しいい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年7月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
平成29年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		「②帳票への印字 「1. 課税台帳の整備事務」で使う「債却資産申告書(プレ申告)」(紙、eLTAX)に個人番号を出力する。 「4. 当初賦課事務」で使う「納税通知書」に個人番号を出力する。 「5. 賦課更正事務」で使う「納税通知書」に個人番号を出力する。」を削除	事後	事務の見直しによる
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 橋口 一也	課長 長友 道明	事後	重要な変更事項でないため
平成29年5月1日	II しいい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成28年5月1日 時点	平成29年5月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
平成29年4月1日	II しいい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
平成30年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)第9条(利用範囲) 別表第一の第16項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)第9条(利用の範囲)別表第一第16項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第16条	事後	重要な変更事項でないため
平成30年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二【別表第二における情報提供の根拠】なし 【別表第二における情報照会の根拠】27項	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。) 【情報提供の根拠】なし(情報提供ネットワークによる情報提供は行わない) 【情報照会の根拠】 ・別表第二(27の項) ・別表第二主務省令(第20条)	事後	重要な変更事項でないため
平成30年5月1日	II しいい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成29年5月1日 時点	平成30年5月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
平成30年4月1日	II しいい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
令和1年6月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 長友 道明	課長	事後	重要な変更事項でないため
令和1年6月27日	II しいい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成30年5月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
令和1年6月27日	II しいい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
令和2年10月21日	II しいい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
令和2年10月21日	II しいい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
令和3年9月1日	II しいい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
令和3年9月1日	II しいい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	重要な変更事項でないため
令和4年12月15日	II しいい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
令和4年12月15日	II しいい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため